



第4回 合併についての勉強会

はじめに



土浦市

122.99km²

昭和15年11月 3日 市制施行
 昭和23年 9月 1日 編入
 朝日村の一部, 荒川沖, 都和村
 昭和29年11月 1日 編入
 上大津村
 昭和56年 3月 1日 境界変更
 阿見町住吉地区の一部
 昭和63年 9月 1日 境界変更
 阿見町大字阿見の一部
 平成18年 2月20日 編入 新治村



つくば市

284.07km²

昭和62年11月30日 合併（市制施行）
 大穂町 豊里町 谷田部町 桜村
 昭和63年 1月31日 編入 筑波町
 平成14年11月 1日 編入 荃崎町
 平成19年 4月 1日 特例市へ移行

| | | | |
|-----------------------|----|----------|----------|
| 人口 H26.4.1 常住人口 | 男 | 70,972人 | 111,846人 |
| | 女 | 71,122人 | 107,247人 |
| | 合計 | 142,094人 | 219,093人 |
| 世帯数 | | 58,522世帯 | 90,999世帯 |

各種データ比較(主なもの)

| | 項 目 |  | |  | |   | |
|---|-------------------------|--|----|---|----|---|----|
| | | 実数値 | 順位 | 実数値 | 順位 | 実数値 | 順位 |
| 1 | 総面積(km ²) | 122.99 | 23 | 284.07 | 4 | 407.06 | 1 |
| 2 | 可住地面積(km ²) | 99.55 | 18 | 241.90 | 1 | 341.45 | 1 |
| 3 | 総人口(人) | 143,404 | 5 | 217,315 | 2 | 360,719 | 1 |
| 4 | 生産年齢人口割合(%) | 63.06 | 17 | 67.82 | 1 | 65.44 | 5 |
| 5 | 市町村内総生産(百万円) | 706,549 | 4 | 873,418 | 3 | 1,579,967 | 1 |
| 6 | 一般診療所数(10万人当たり)(所) | 75.78 | 2 | 75.03 | 3 | 75.40 | 3 |
| 7 | 医師数(10万人当たり)(人) | 248.19 | 5 | 448.30 | 1 | 348.25 | 3 |
| 8 | 歯科診療所数(10万人当たり)(所) | 66.05 | 1 | 54.06 | 6 | 60.05 | 3 |
| 9 | 歯科医師数(10万人当たり)(人) | 84.12 | 1 | 81.55 | 2 | 82.84 | 1 |



第1章 合併についての勉強会について

I 合併に対する両市の基本的認識【H26. 2.10 合意】

(1) 人口減少社会が確実に進展する中、人材を確保するとともに強固な財政基盤を築き、市民サービスの維持向上を図り、自立性が高い持続可能なまちづくりを継続していくためには、**市町村合併は最大の行財政改革であり将来的には必須となる。そのようなことから、両市の合併は大きな選択肢となる。**

(2) また、**土浦市の持つ歴史や伝統と機能の集積及びつくば市のもつ先進性を融合し、まちの魅力を高め、内外に発信していくことが、地域間競争に勝ち抜き、地域全体がさらに成長していく上で必要である。**

(3) さらに、両市の合併により築かれる財政規模の拡大を背景として、**中核市への移行を踏まえ、移譲される権限を有効的に活用することにより、市民サービスの向上及び特色あるまちづくりの可能性は広がりを見せる。**

(4) そのようなことから、平成25年度内に両市で事務レベルでの勉強会を立ち上げ、それぞれの市の現状、課題等について共通の認識を持ち、調査・研究を進め、合併後のまちづくりのメリット等を踏まえ、**今後の合併の可能性について検討を進め、市民の皆様の合併に対する関心を高めていく。**

(5) まずは、土浦市・つくば市の2市で検討を進めていくということを基本とし、他の近隣市町村の勉強会への参加については、両市へ、正式な要望があった場合に、当勉強会において、メリット等を整理し、協議・検討する。

Ⅱ 合併についての勉強会について

1 勉強会の組織

(1) 所掌事務

- ①合併に必要な調査研究に関すること
- ②両市に関する主要事項及び共通する行政課題に関すること
- ③その他、研究会の目的を達成するために必要な事項

(2) 組織

土浦市

市長公室長、政策企画課長、政策企画課、財政課

つくば市

企画部長、企画課長、企画課、行政経営課、財政課

2 勉強会の検討事項

1 社会経済情勢の変化と両市の合併

2 茨城県における両市の位置付け

3 中核市について

4 現状分析

(1)沿革 (2)人口 (3)日常生活圏 (4)産業状況
(5)行政体制 (6)住民サービスに係る料金 (7)公共施設の
状況 (8)都市基盤の整備状況 (9)財政状況 (10)将来都
市像 (11)主要事業 (12)長期財政フレームの作成

5 両市の特色

6 合併後の市のシミュレーション

7 他の中核市、近隣市との比較分析

8 両市の今後の課題、合併のメリット・デメリット

3 勉強会の開催実績について

| | | |
|-------|----------|--|
| 第1回 | H26.2.10 | ○両市の合併に対する基本的認識 ○勉強会の進め方 |
| 第2回 | H26.3.24 | ○4市職員のオブザーバー参加について ○勉強会の進め方 |
| 第3回 | H26.4.28 | ○茨城県における両市の位置付けについて ○社会経済情勢の変化と市町村合併について ○中核市について ○両市における各種統計データ分析・比較について |
| 中核市視察 | H26.5.22 | ○所沢市・八王子市 |



第2章 検討事項の中間報告

I 茨城県における両市の位置付け

I-1 茨城県総合計画

いきいき いばらき生活大県プラン

基本
理念

みんなで創る
人が輝く元気で住みよい いばらき

3つの目標

○誰もが安心して健やかに暮らすことができる

住みよいいばらき

○誰もが個性や能力を発揮し、主体的にいきいきと活動できる

人が輝くいばらき

○競争力ある元気な産業が集積し、交流が盛んな

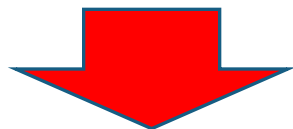
活力あるいばらき

基本計画

○県南ゾーンの地域づくりの方向

特性

- ①東京圏に近接し、交通体系の整備を背景とした都市化の進展
- ②筑波山や霞ヶ浦などの豊かな自然



- ①科学技術の集積や広域交通ネットワークを活かした産業・研究拠点づくり
- ②自然と都市が調和した住みよい魅力的な生活環境づくり
- ③自然、歴史、科学などを活かした多彩な交流空間の形成
- ④豊富な資源の活用による農業等の振興

まとめ【茨城県における両市の果たす役割】

- ①地域づくりの方向には、土浦市とつくば市がこれから自立性の高い、持続可能なまちづくりを継続していくために必要な取組が示されている。
- ②これらは、両市の合意した基本的認識、「土浦市の持つ歴史や伝統と機能の集積及びつくば市のもつ先進性」というまちの魅力をさらに磨き上げるための取組と合致する。
- ③両市の取組により魅力的なまちの形成により、県南地域にその影響が波及するばかりでなく、茨城県全体のイメージアップにも貢献する。
- ④茨城県知事も、未来のいばらきづくりのため、水戸市周辺地域と土浦、つくばを中心とした地域に二つの拠点都市育成を考えてきた。
- ⑤県としては、合併市に対する一層の権限・財源の移譲や、合併後のまちづくりに資する事業の実施など、茨城県における自主的な市町村合併推進の必要性を唱えている。

I -2茨城県都市計画マスタープラン

都市づくりの基本理念

次世代を育み、未来につなぐ

「人が輝き、住みよい、活力ある」^{まち}都市

将来都市像

◆誰もが輝き、誇りをもつことのできる^{まち}都市

- 誰もが日々の生活や地域とのつながりにおいて、いきがいが感じられるまち
- 歴史や文化、自然などの地域資源を活用し、地域ブランドとして誇れるまち

◆機能を分担しあい、安心して暮らせる^{まち}都市

- 商業、福祉、雇用の場などの都市機能が適正に配置され、役割分担し相互につながれた、安心して暮らせるまち
- 環境にやさしく、快適で質の高い暮らしができるまち

◆活力が未来へつながる^{まち}都市

- 国際競争力のある産業基盤のつくられた活力のあるまち
- 人・もの・情報が活発に行き交い、多彩な交流が繰り広げられるまち

○県南ゾーンの都市計画の基本方針

特性

- ①筑波山から霞ヶ浦など、平地林・斜面林、平野部に広がる農地やまとまりのある緑地など豊かな自然環境がある。
- ②エリア全体としての人口は増加しており、特につくばエクスプレス沿線地域における増加が顕著
- ③研究学園地区には試験研究機関等が多数集積
- ④国を代表する世界的な科学技術研究の拠点の形成
- ⑤東京圏の外延的な拡大によって人口や産業などの集積が進み、商業施設の開発などポテンシャルが高い地域

課題

- ①開発区域内における未利用地、一部の中心市街地における空洞化
- ②郊外型住宅団地(ニュータウン)の居住者の高齢化、施設の老朽化などの懸念
- ③つくばの科学技術や首都圏中央連絡自動車道などを活用した産業集積の促進
- ④常磐線やつくばエクスプレス沿線地域などにおける、都市機能の充実や居住環境の整備、自然環境と調和のとれた計画的な市街地の形成が必要

県南ゾーンの都市計画の基本方針

①東京圏と交流する活力ある都市圏の形成

- ・つくばエクスプレス沿線地域においては、自然と都市的快適さが調和した魅力あるまちづくりを促進し、
- ・常磐線沿線地域においては、駅周辺を中心に都市機能の再編による市街地の活性化や良好な居住環境の形成を促進するとともに、
- ・文化芸術の持つ創造性、歴史的資源などを活かし、東京圏と交流する活力ある都市圏の形成を目指します。

②つくばの科学技術、成田国際空港や首都圏中央連絡自動車道を活かした産業・研究拠点の形成と、豊富な資源の活用による農業等の振興

- ・つくばの最先端科学技術の集積を活かした産学官連携による新事業・新産業の創出と研究機能の充実や、
- ・首都圏中央連絡自動車道などの広域交通ネットワークの整備による新たな産業拠点の形成を図るとともに、豊富な資源の活用による農業等の振興を図ります。

③筑波山や霞ヶ浦の自然環境を活かした多様な交流空間の形成

- ・筑波山や霞ヶ浦などの自然環境を活かしたレクリエーションや観光などの交流空間形成を図ります。

将来都市構造

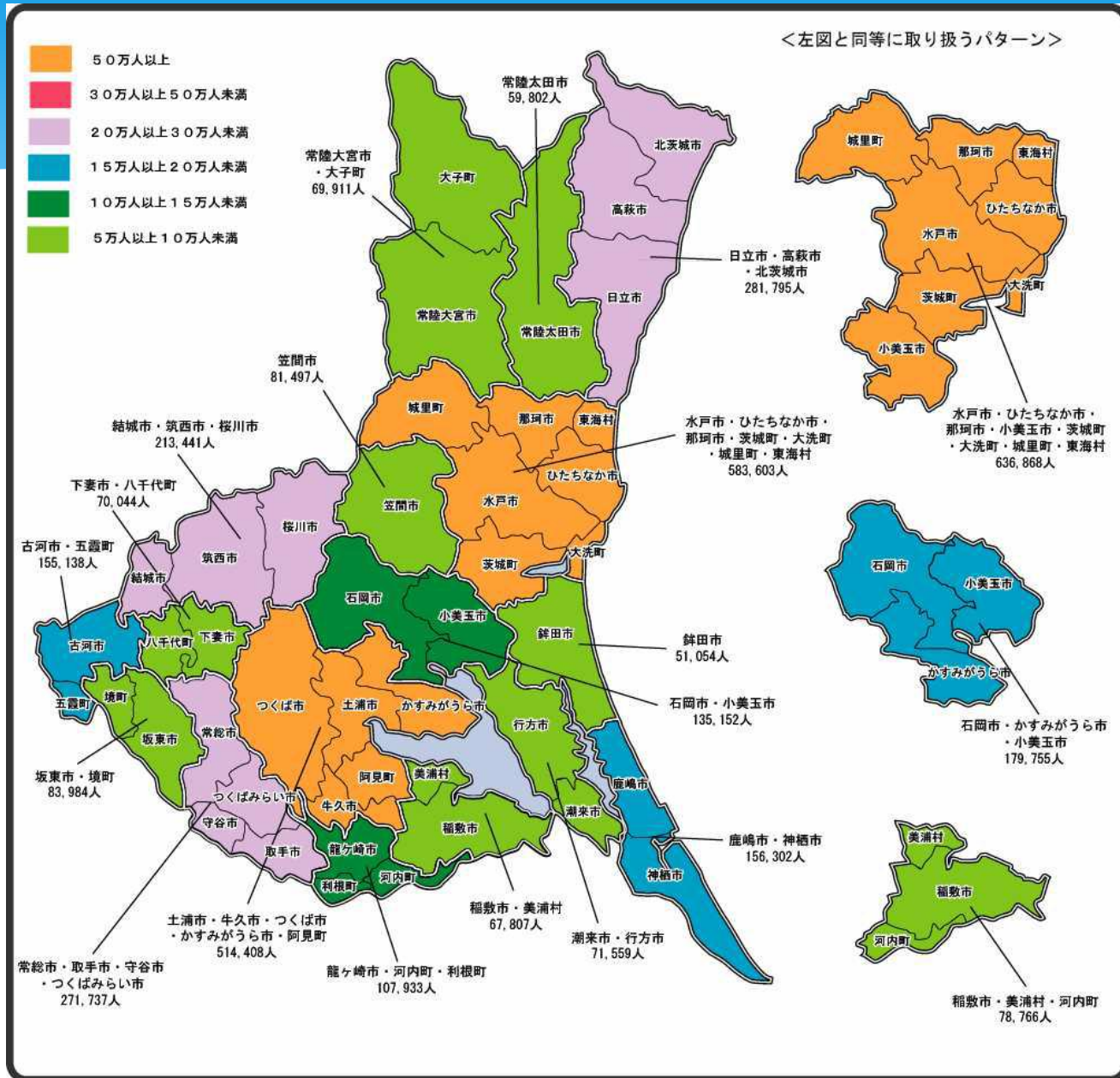


まとめ【茨城県における両市の果たす役割】

○土浦・つくば周辺は、研究学園都市圏として研究機関・先端産業や商業・業務の集積化とともに、良好な居住環境の整備を図り、首都圏における最先端科学技術の拠点として**特徴的な中核都市圏の形成が期待**されている。

○また、研究学園都市圏が求心力を持ち、一体的にその個性を発揮することにより、特色あるポテンシャルを周辺地区に波及させ、**県南ゾーンばかりでなく、茨城県全体の社会・経済を牽引する役割**を担っている。

茨城県における自主的な市町村合併の推進に関する基本構想



Ⅱ 社会経済情勢の変化と市町村合併

Ⅱ-1両市の総合計画における社会経済情勢の変化の比較

土 浦 市

- ①地域主権型社会の構築
- ②行財政改革の推進
- ③人口減少と少子高齢化の進展
- ④協働によるまちづくり
- ⑤地球規模での環境問題への対応
- ⑥安心・安全なまちづくりに対する意識の高まり
- ⑦市民の価値観の・ライフスタイルの多様化・格差拡大
- ⑧ICT社会の進展
- ⑨日常生活におけるグローバル化
- ⑩産業のグローバル化

つ く ば 市

- ①地方分権・地域主権改革の推進
- ②少子高齢化の進行
- ③協働のまちづくり・新しい公共の展開
- ④地球規模での環境問題への対応
- ⑤安全・安心意識の高まり
- ⑥市民の価値観の多様化
- ⑦ICT(情報通信技術)の進展
- ⑧国際化・グローバル化の進行
- ⑨男女共同参画の推進

Ⅱ-2 両市の総合計画における基本計画の比較

土 浦 市

つ く ば 市

将来像

水・みどり・人がきらめく
安心のまち 活力のまち 土浦

未来の都市像

住んでみたい 住み続けたいまちつくば
～ 人と自然と科学が育む
スマート・ガーデンシティ～

第1節 行財政改革の推進と市民サービスの向上

第3項 更なる広域連携の推進

【現状と課題】

周辺市町村との積極的な広域行政を推進し、行政サービスの一層の向上を図る必要があります

○広域連携の強化や新たな合併の検討が必要です。

【施策の内容】

- 1 広域行政の推進
- 2 周辺市町村との連携強化

市町村合併及び広域連携の推進を図ります。

つくば市では、様々な課題を解決するため、**他の自治体とも連携・協力**しながらまちづくりを進めていきます。

まとめ【社会経済情勢の変化から求められる市町村合併の必要性】

○地方分権の推進，人口減少社会への突入，少子高齢化が進展する中，市民サービスの維持向上を図るための**行財政基盤の強化**や，**様々な課題に対する取組を着実に進めていくための強固な体制**です。

○「日本創成会議」では，2040年には1,800ある市区町村のうち，全国の896市区町村が「消滅」の危機に直面し，東京一極集中の是正や魅力ある地方の拠点都市づくりなどを提言されました。

○両市とも消滅する都市には該当しないが，この提言を一つのきっかけとして，多様化する市民のニーズに対応しながら，**自立性が高い持続可能なまちづくりを継続し，地域間競争に勝ち抜き，魅力ある地方の拠点都市づくりのため，市町村合併はこれからも最大の行財政改革であり，大きな選択肢となります。**

○また，土浦市・つくば市ともに，様々な課題を解決するため，他の自治体とも連携・協力をしながらまちづくりを進めていく。

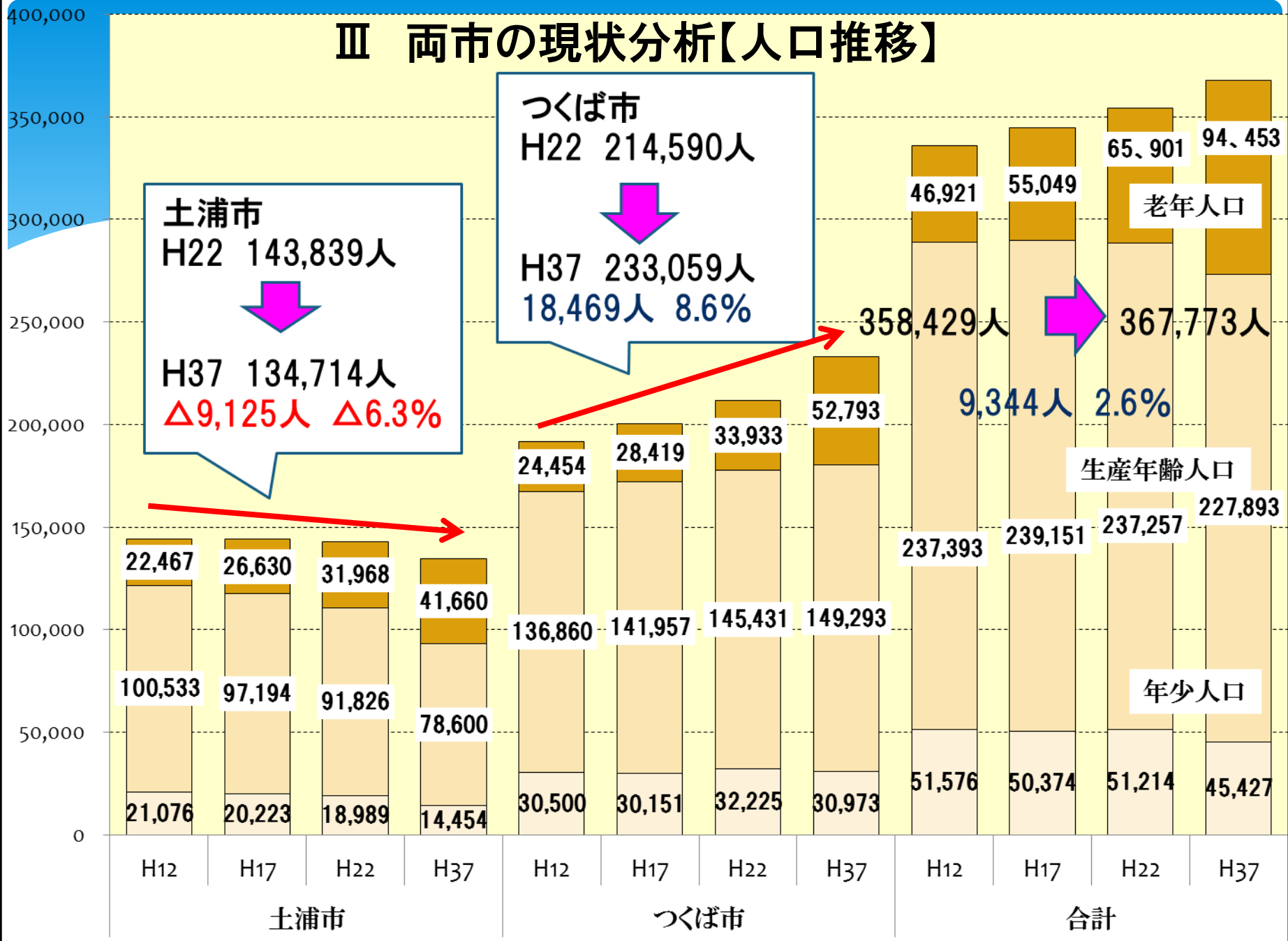


Ⅲ 両市の現状分析

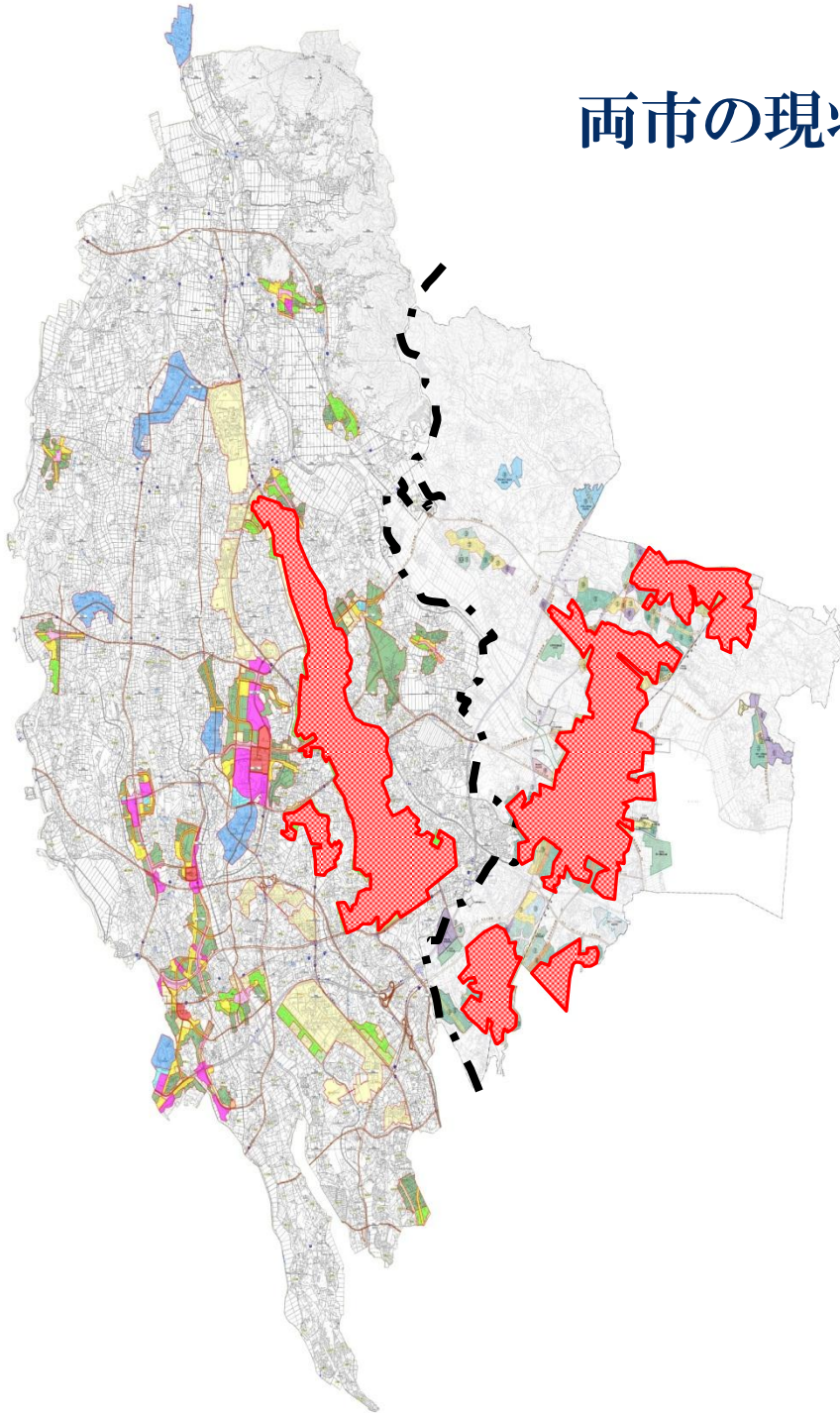
Ⅲ 両市の現状分析【人口推移】

土浦市
 H22 143,839人
 ↓
 H37 134,714人
 △9,125人 △6.3%

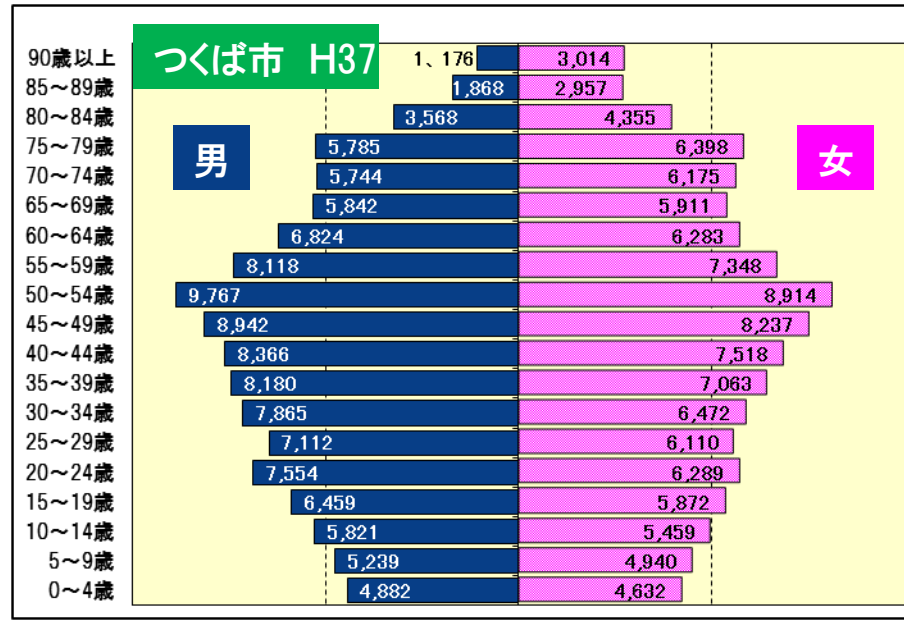
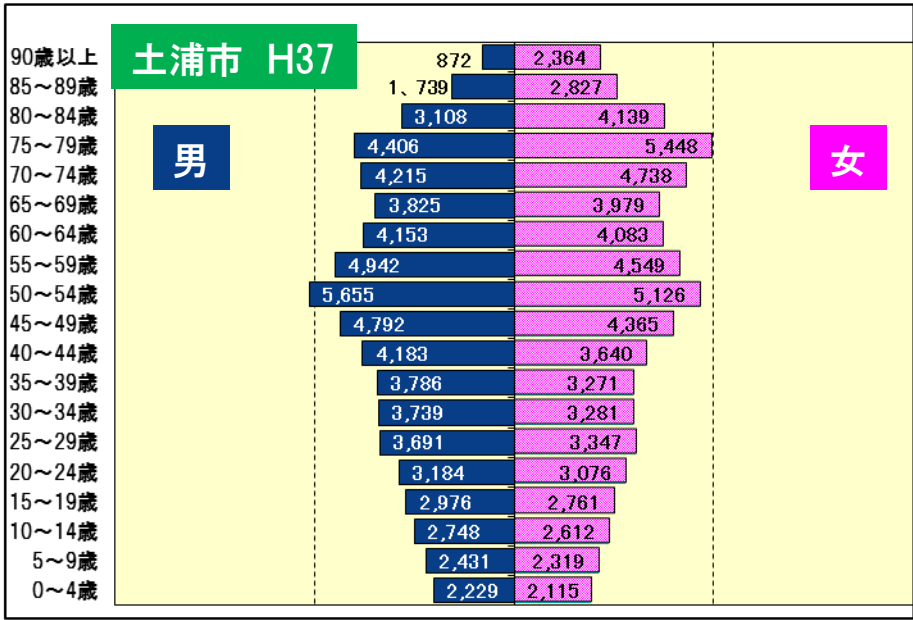
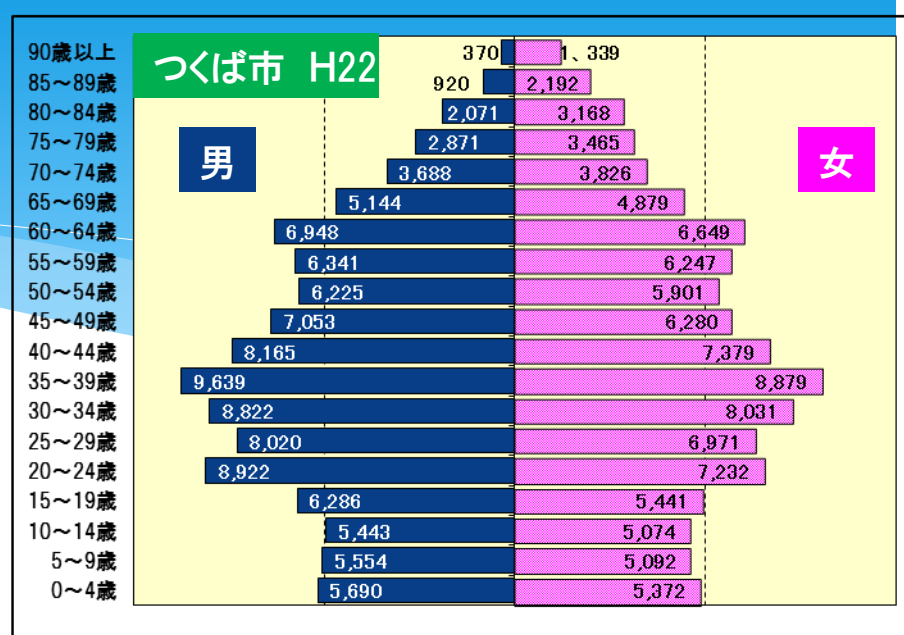
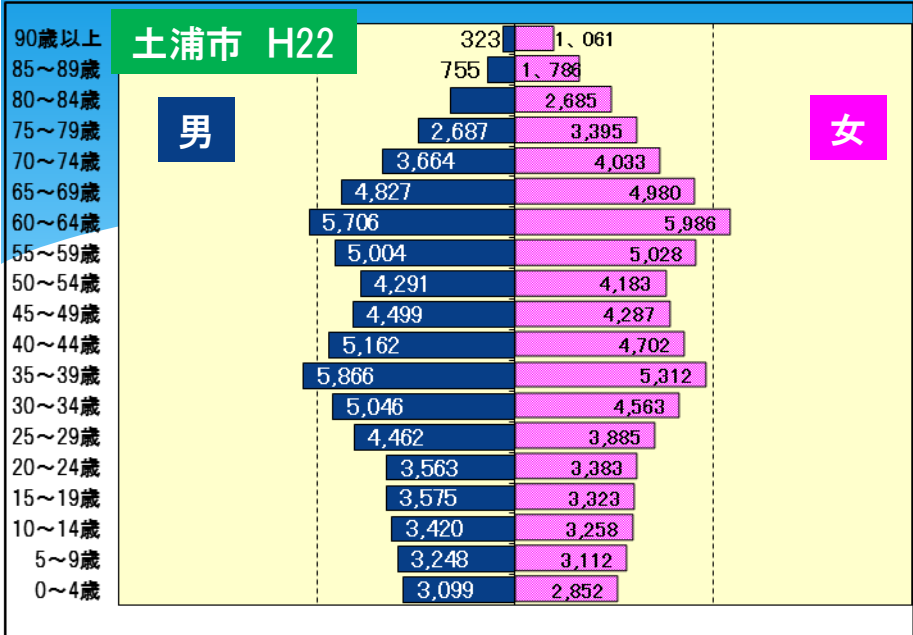
つくば市
 H22 214,590人
 ↓
 H37 233,059人
 18,469人 8.6%



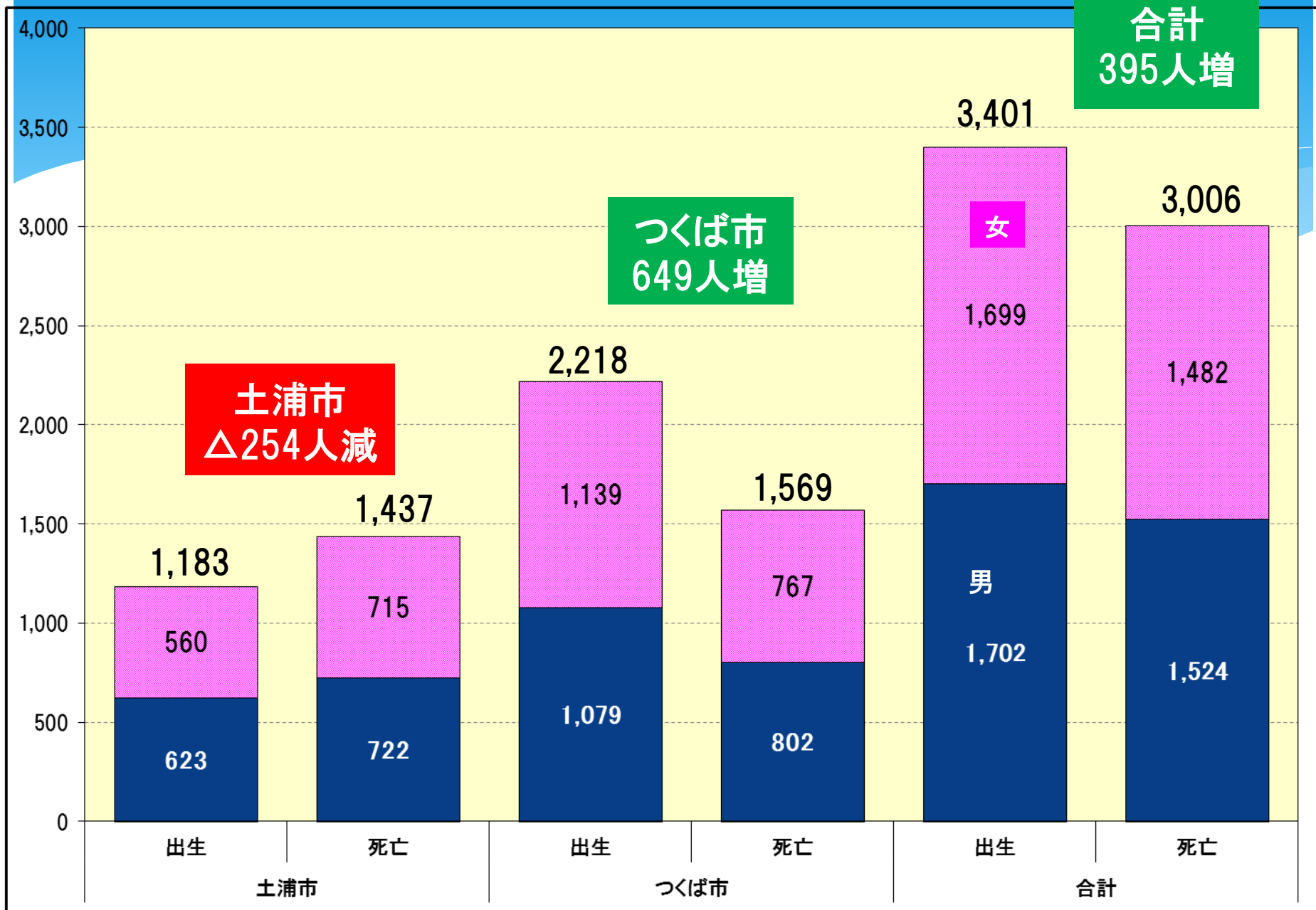
両市の現状分析【人口集中地区】



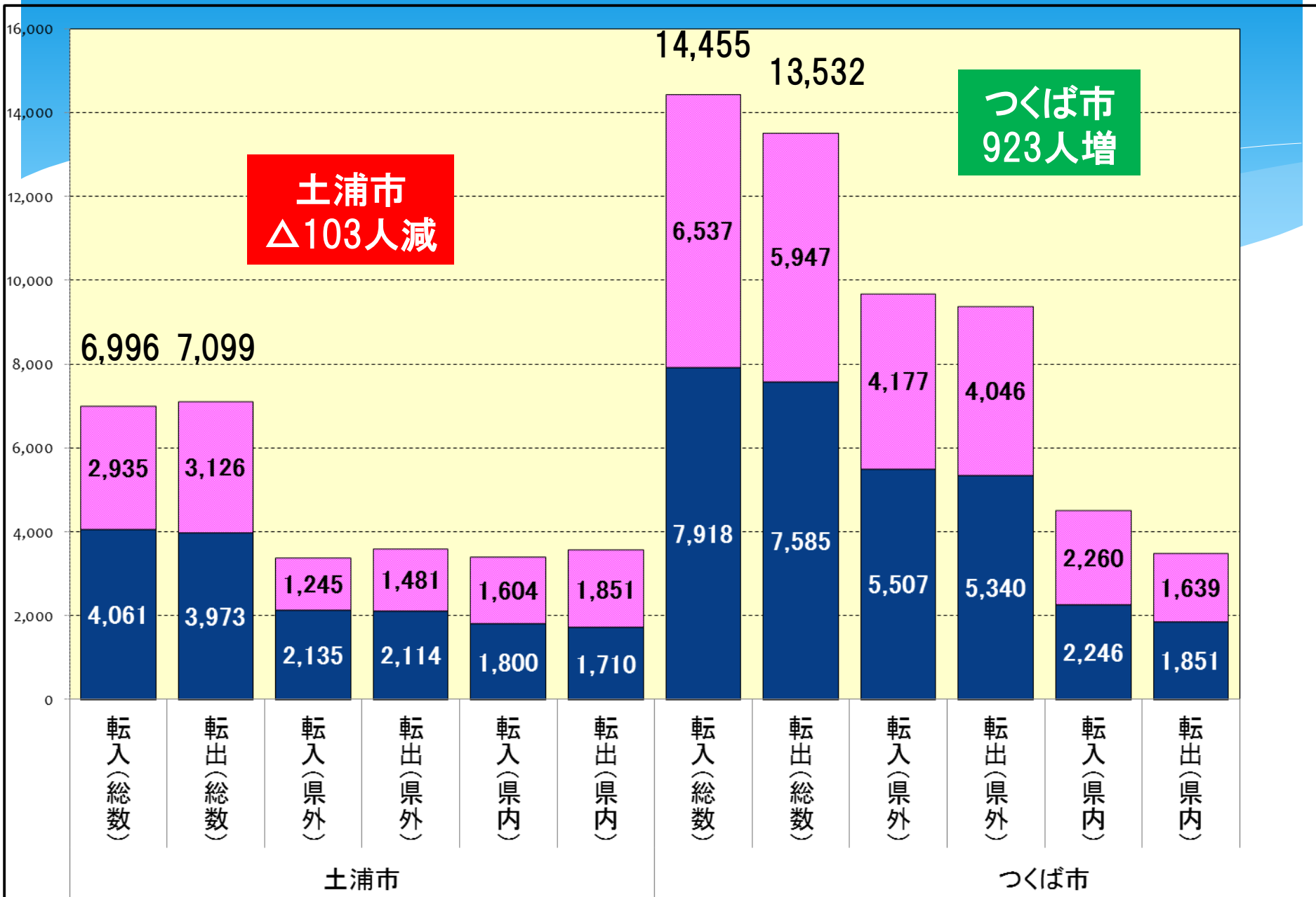
両市の現状分析【人口ピラミッドの状況】



両市の現状分析【自然増減の状況】



両市の現状分析【社会増減の状況】



両市の現状分析【社会増減の状況】

国外

かすみがうら市

埼玉県

神奈川県

千葉県

東京都

1,757人
1,510人

460人

427人

684人

754人

617人

500人

388人

739人

826人

792人

490人

500人

1,569人

1,867人

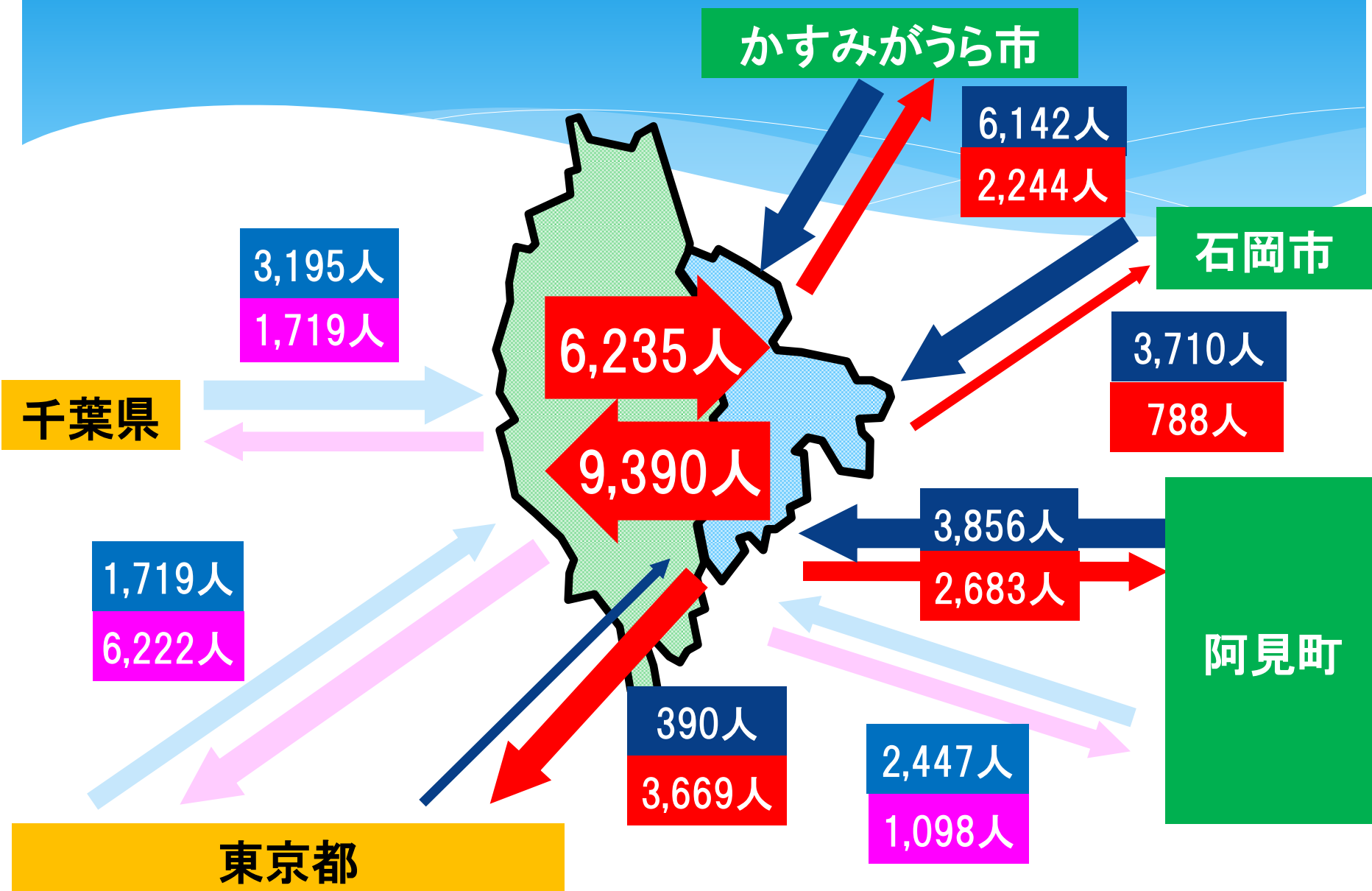
595人

739人

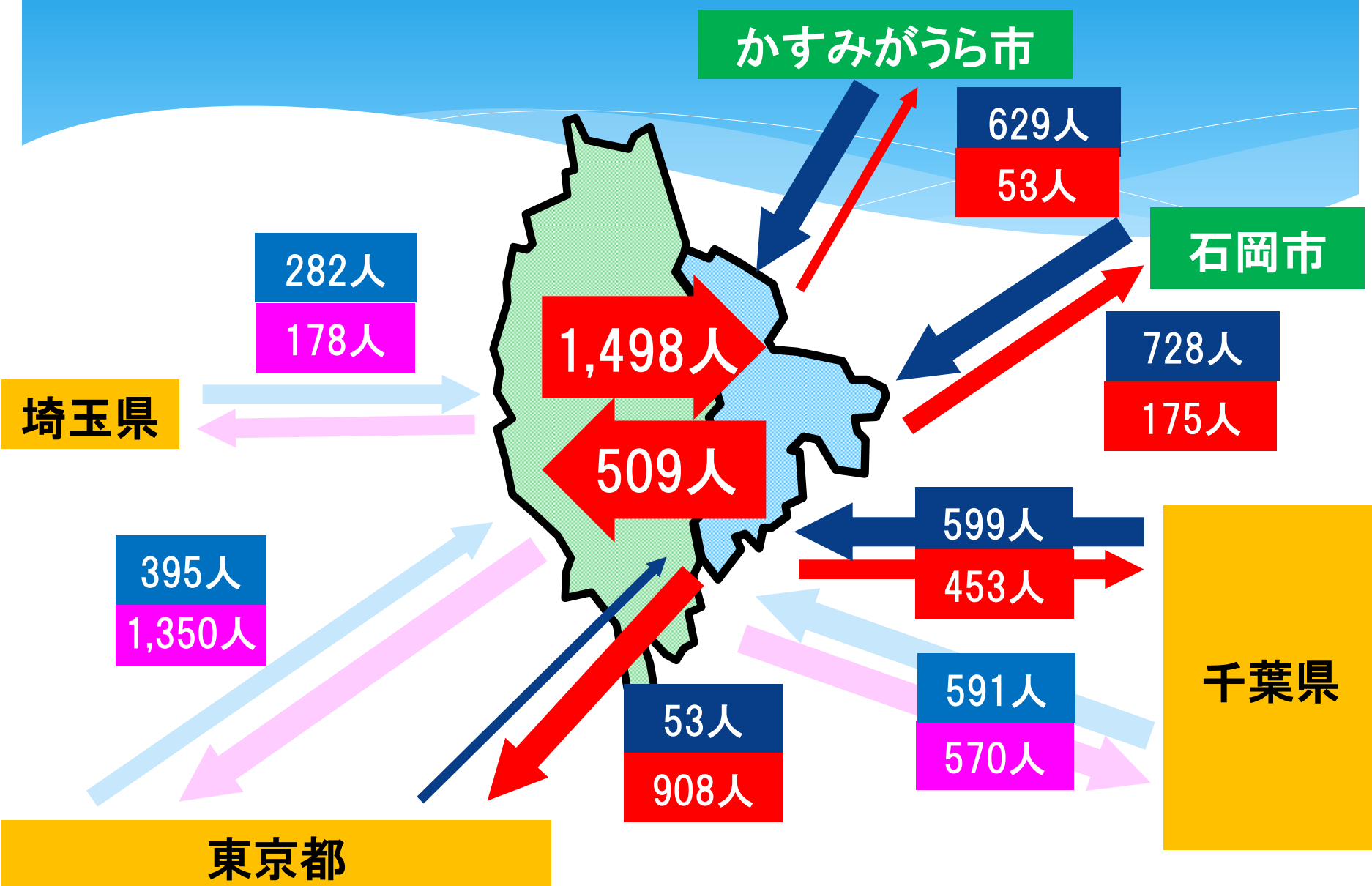
954人

929人

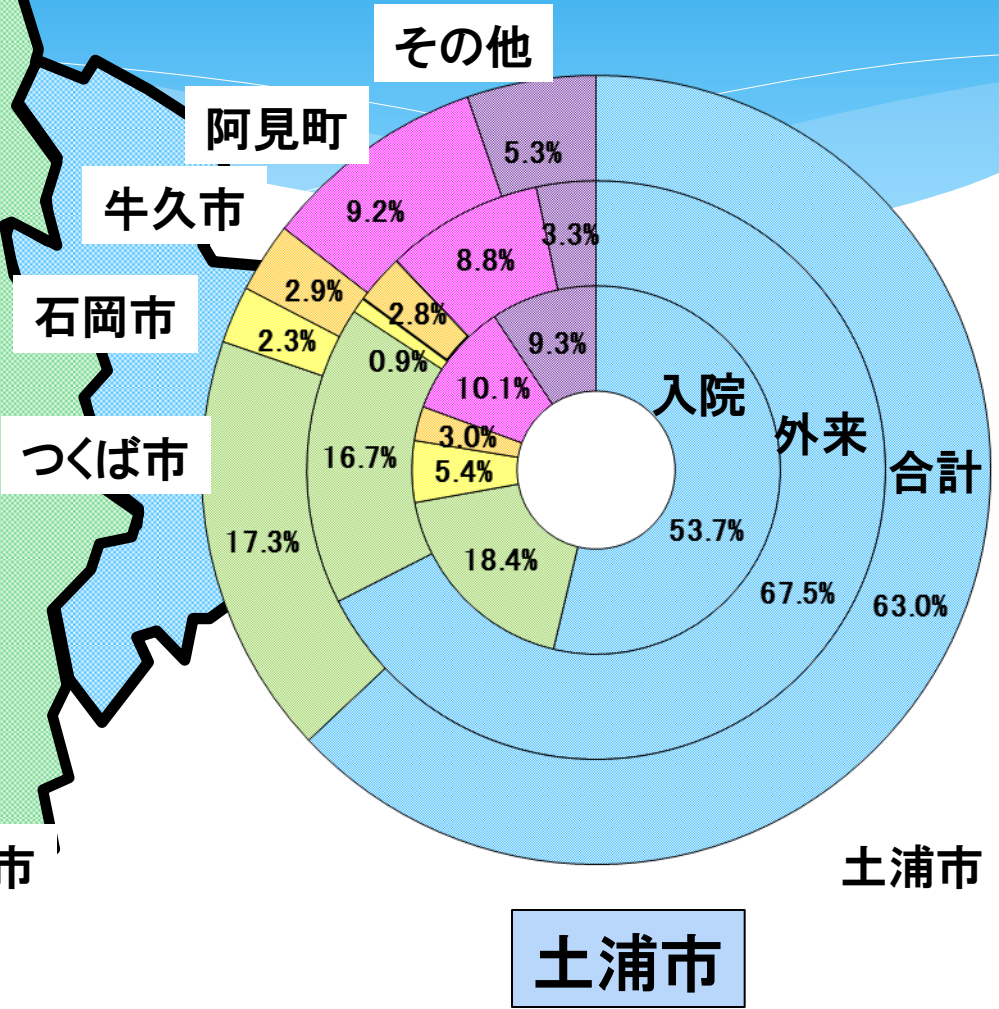
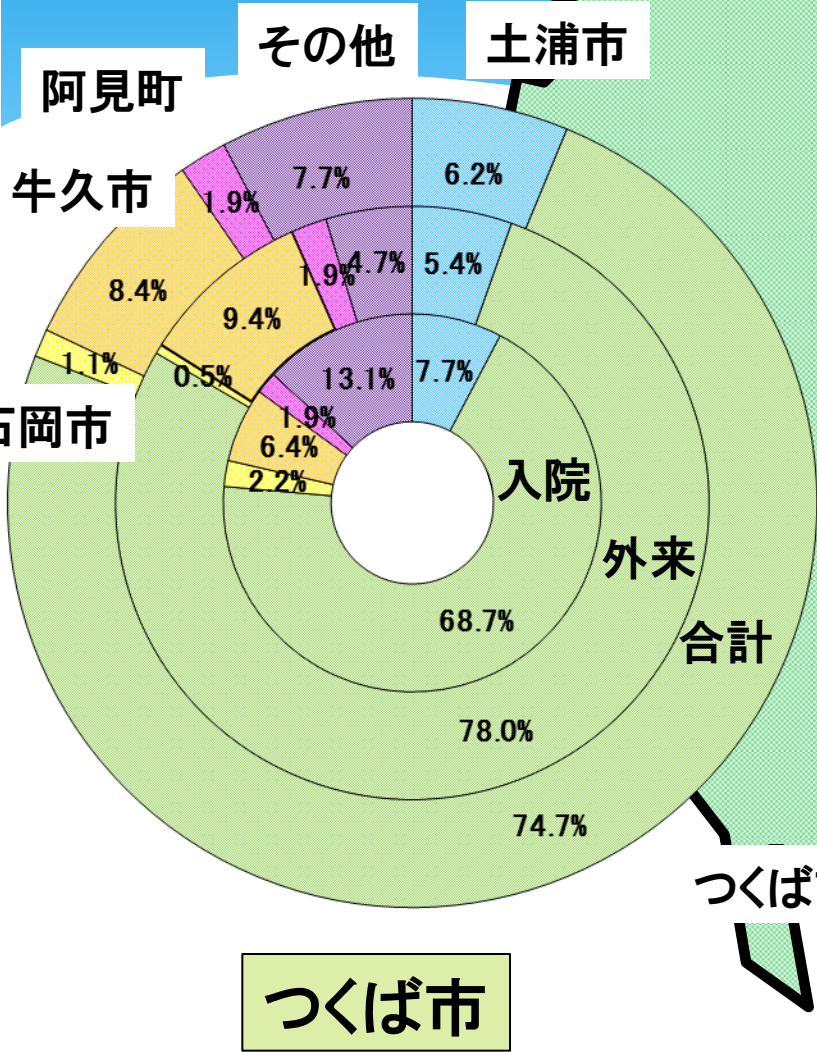
両市の現状分析【就業の状況】



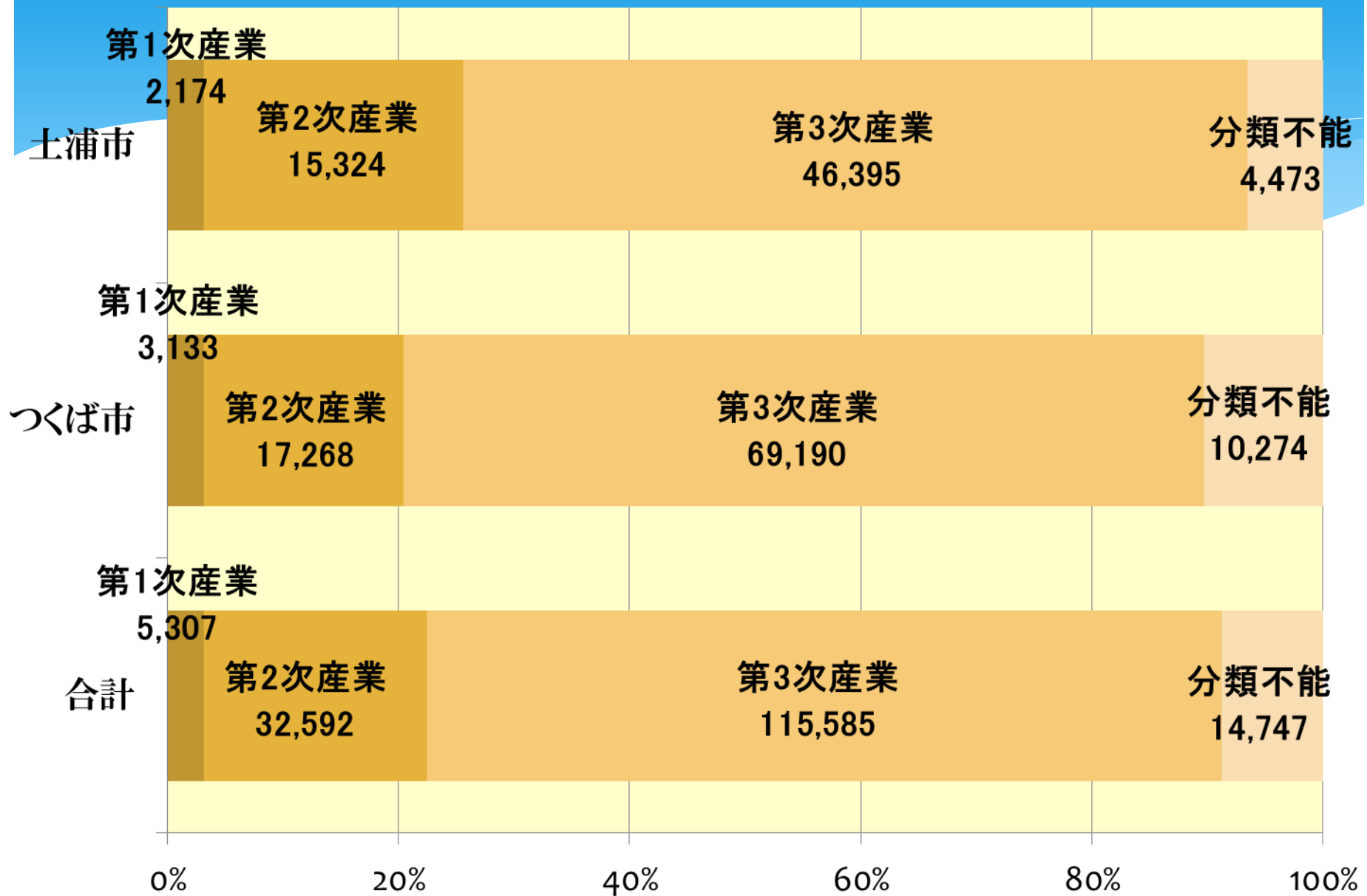
両市の現状分析【就学の状況】



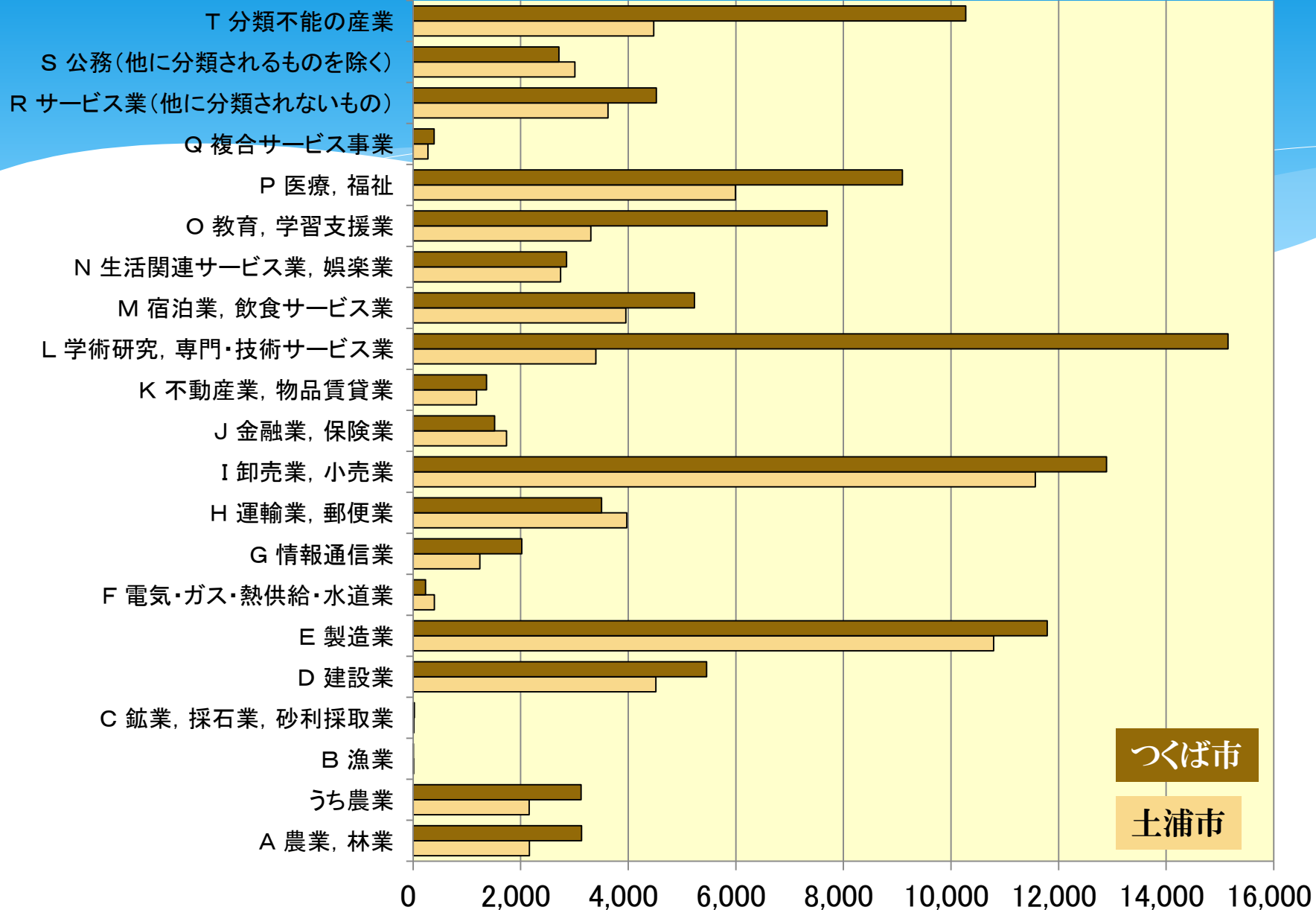
両市の現状分析【入院・外来の状況】



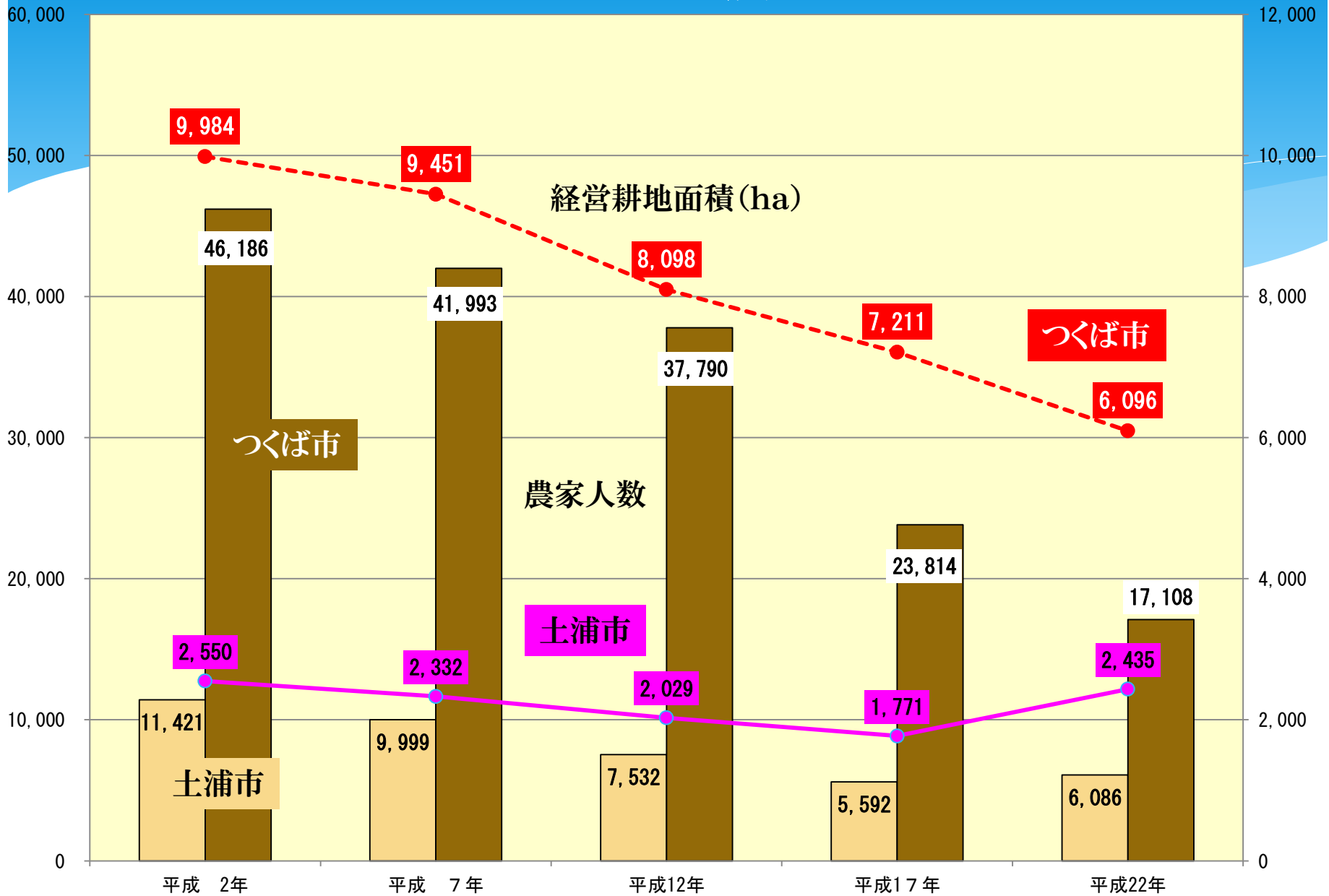
両市の現状分析【産業別就業者数の状況】



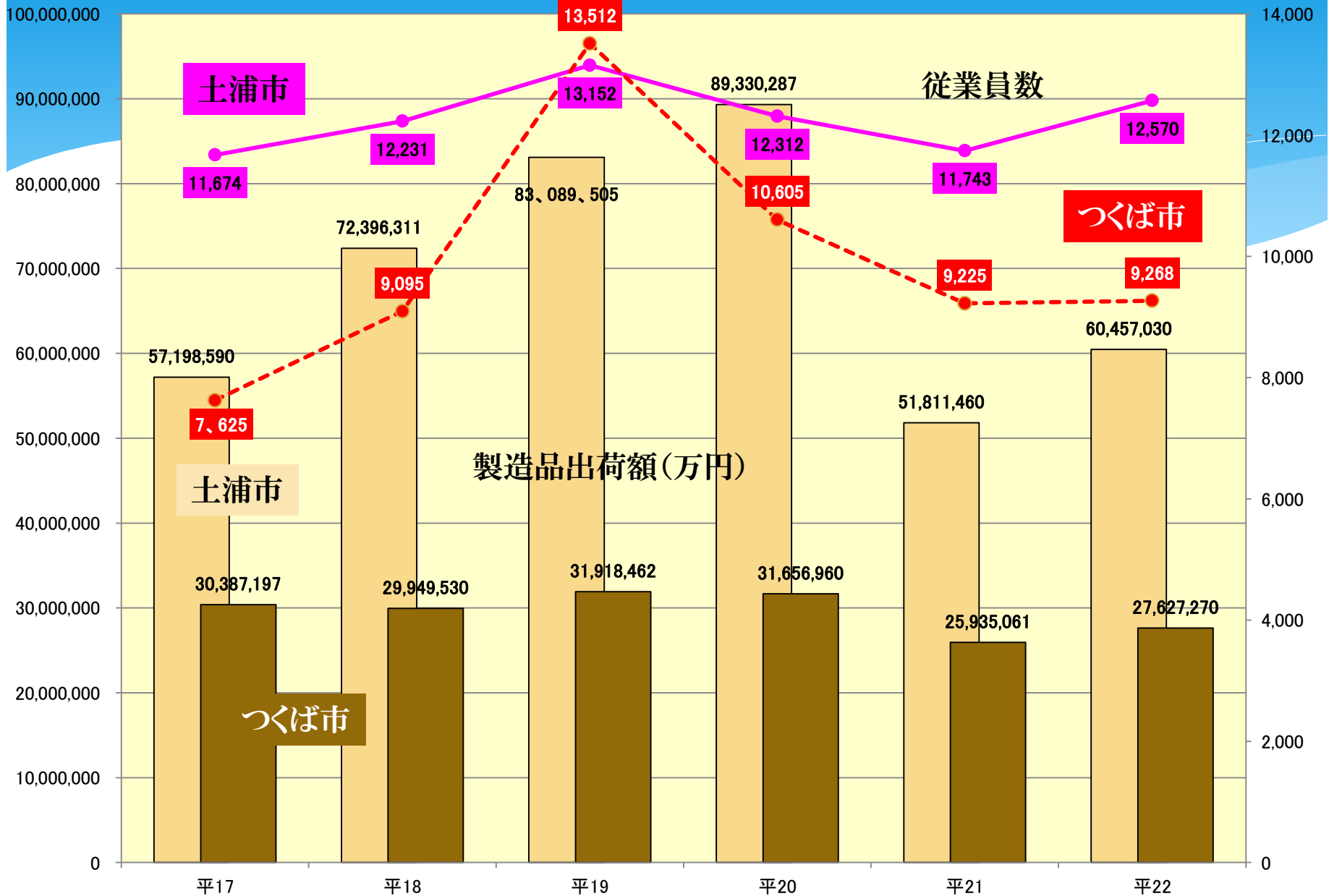
両市の現状分析【就業者数の状況】



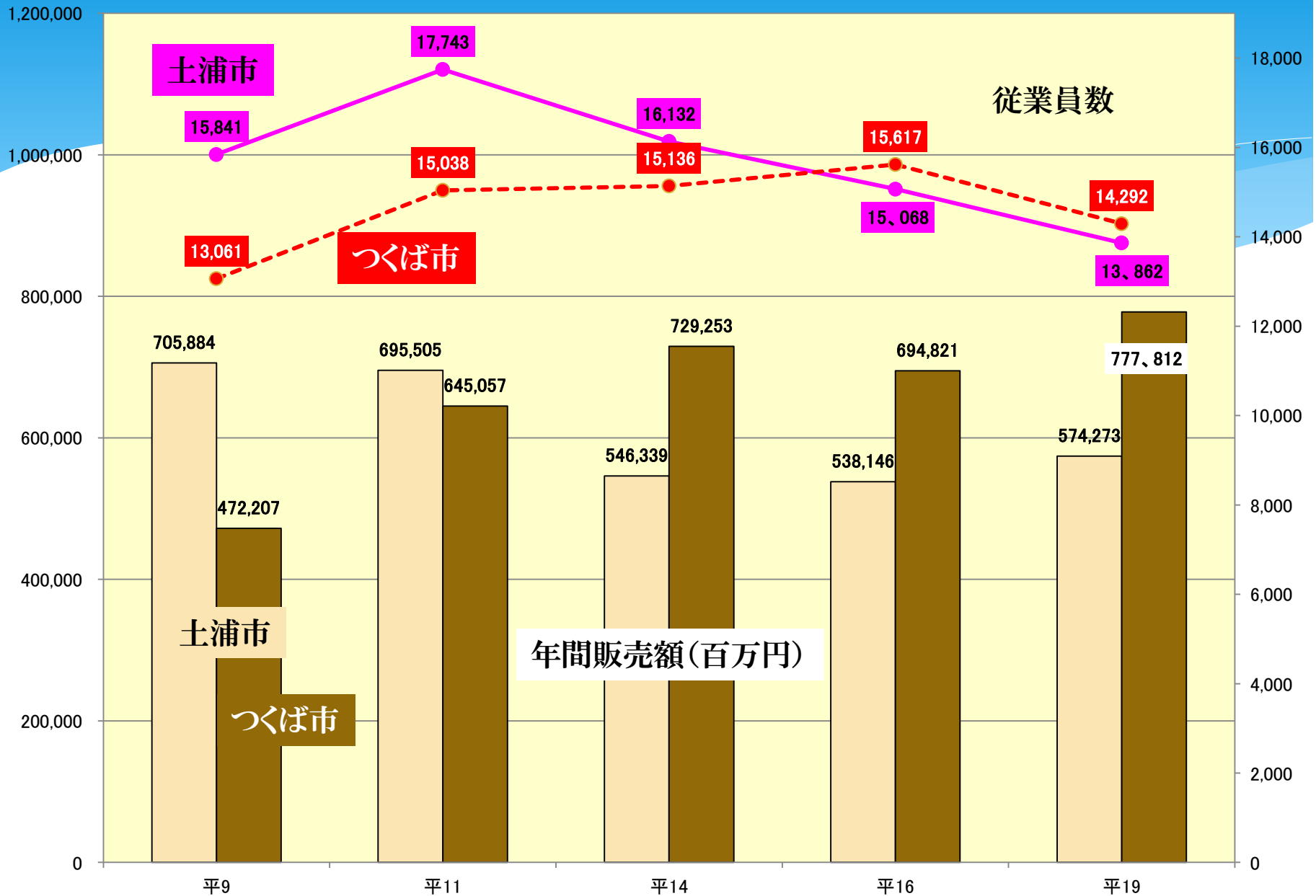
両市の現状分析【農業の状況】



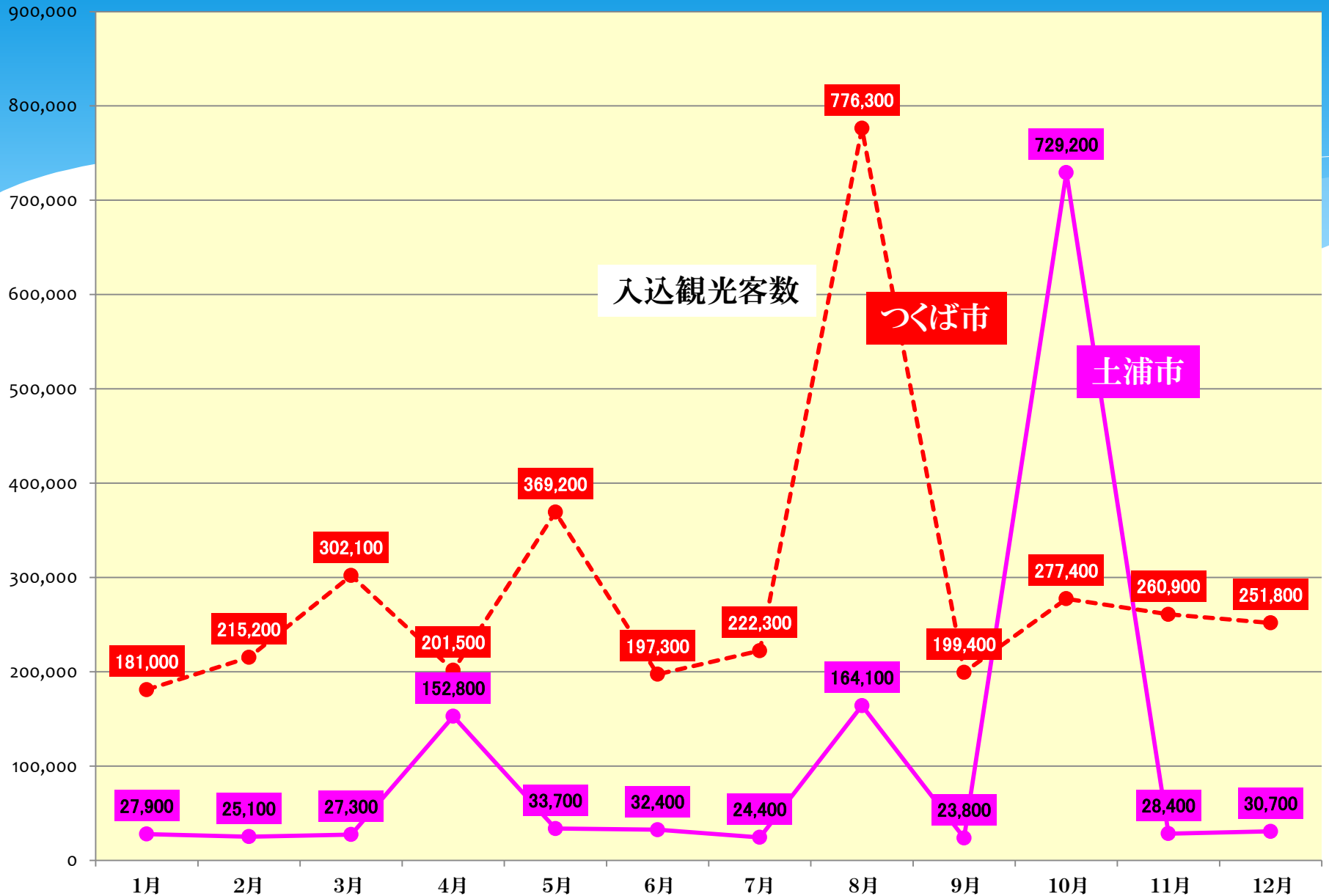
両市の現状分析【工業の状況】



両市の現状分析【商業の状況】



両市の現状分析【観光の状況】





IV 中核市について

IV-1 中核市について

1 中核市制度の概要

- * 中核市とは、
- * 「政令で指定する人口30万人以上の都市」を指す。
- * (平成27年4月から20万人以上に要件変更)
- * 中核市は、政令指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務以外の事務を処理する。

* 制度創設・経緯

- * 平成5年 第23次地方制度調査会答申
「広域連合及び中核市に関する答申」
- * 平成7年 中核市制度創設
(根拠法令：地方自治法第252条の22)

1 中核市制度の概要

中核市要件の変遷

| | 人口 | 面積 | 昼夜間人口比率 |
|---------------|-------|-----------------------|----------------------|
| 平成7年 制度創設時 | 30万以上 | 100km ² 以上 | 100超 (人口50万未満の場合) |

| | 人口 | 面積 |
|--------------|-------|-----------------------|
| 平成11年 改正後 | 30万以上 | 100km ² 以上 |

| | 人口 | 面積 |
|--------------|-------|---------------------------------------|
| 平成14年 改正後 | 30万以上 | 100km ² 以上 (人口50万未満の場合) |

| | 人口 |
|--------------|-------|
| 平成18年 改正後 | 30万以上 |

| | 人口 |
|---------------|-------|
| 平成27年 改正予定 | 20万以上 |

昼夜間人口比率要件の廃止



面積要件の緩和



面積要件の廃止



人口要件の緩和

1 中核市制度の概要

中核市に位置づけられている都市

* 平成26年4月現在 43市が指定

* 最近指定された市

平成24年4月 大阪府 豊中市 (389,341人)

平成25年4月 沖縄県 那覇市 (315,954人)

平成26年4月 大阪府 枚方市 (407,978人)

* 平成27年4月移行予定 東京都 八王子市 (563,334人)

埼玉県 越谷市 (332,979人)

IV-2 中核市への移行について

1 予想される権限移譲事務数の検証

- * 県から各法令に基づき一括して権限移譲を受ける。
- * 移譲事務数は、一般的に2,000件程度。
- * 両市が合併し、中核市に移行した場合に、現時点でどの程度の数の事務の移譲を受けるかについて検証した。

※「茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年12月)等」に基づき、既に一定数の権限移譲が行われている。

IV-2 中核市への移行について

1 予想される権限移譲事務数の検証

| 法令種別 | 移譲事務数 | 市名 | 移譲済事務数 | 未移譲事務数 |
|-----------|-------|------|--------|--------|
| 民生行政 | 358 | 土浦市 | 11 | 347 |
| | | つくば市 | 92 | 266 |
| 保健衛生行政 | 660 | 土浦市 | 5 | 655 |
| | | つくば市 | 25 | 635 |
| 環境保全行政 | 280 | 土浦市 | 0 | 280 |
| | | つくば市 | 92 | 188 |
| 都市計画・土木行政 | 464 | 土浦市 | 149 | 315 |
| | | つくば市 | 409 | 55 |
| 文教行政 | 9 | 土浦市 | 0 | 9 |
| | | つくば市 | 0 | 9 |
| その他 | 3 | 土浦市 | 0 | 3 |
| | | つくば市 | 3 | 0 |

IV-2 中核市への移行について

1 予想される権限移譲事務数の検証

| | 移譲 事務数 | 市名 | 移譲済 事務数 | 未移譲 事務数 |
|----|-----------|------|------------|------------|
| 合計 | 1,774 | 土浦市 | 165 | 1,609 |
| | | つくば市 | 621 | 1,153 |

- * 移譲事務数の合計は 1,774件
- * 既に移譲済みの事務数は、
土浦市 165件、つくば市 621件。
- * 今後移譲を受けなければならない事務数は、
土浦市 1,609件、つくば市 1,153件。

※ただし、詳細な件数・内容については、今後も精査が必要。

IV-2 中核市への移行について

2 保健所について

- * 保健所は、地域住民の健康や衛生を支える公的機関。
- * 地域保健法に基づき、都道府県、政令指定都市、中核市
その他指定された市または特別区が設置。
- * 中核市に移行した場合、行財政全般において影響が大きい保健所業務について現状分析を行った。

2 保健所について

(1) 保健所の職員数

- * 現在、土浦市域・つくば市域には、茨城県の土浦保健所とつくば保健所が存在。現在の両保健所の職員数について調査した。「平成25年度土浦保健所の概要」「平成25年度つくば保健所の概要」を基に作成

| | 職種 | 土浦保健所 | つくば保健所 | 合計 | |
|------|--------|-------|--------|----|----|
| | 事務職員 | 13 | 7 | 20 | |
| 技術職員 | 医師 | 1 | 1 | 2 | |
| | 獣医師 | 3 | 1 | 4 | |
| | 薬剤師 | 6 | 2 | 8 | |
| | 放射線技師 | 2 | | 2 | |
| | 臨床検査技師 | 3 | | 3 | |
| | 衛生検査技師 | | | | |
| | 管理栄養士 | 1 | 1 | 2 | |
| | 保健師 | 7 | 6 | 13 | |
| | 歯科衛生士 | | | | |
| | 農芸化学 | 2 | 1 | 3 | |
| | 化学 | 2 | | 2 | |
| | | 合計 | 40 | 19 | 59 |

2 保健所について

(2) 保健所の管轄



* 土浦保健所，つくば保健所ともに管轄エリアは他自治体に渡るため，現在の管轄エリアについて整理した。

* 合併して中核市に移行した場合，2箇所ある保健所の取り扱いについては，茨城県と詳細に協議していく必要がある。

| | 土浦保健所 管轄エリア | つくば保健所 管轄エリア | | |
|------|-------------|--------------|---------|----------|
| 自治体名 | 土浦市 | 142,003人 | つくば市 | 220,093人 |
| | 石岡市 | 76,793人 | つくばみらい市 | 47,242人 |
| | かすみがうら市 | 42,263人 | | |
| | 美浦村 | 16,261人 | | |
| | 阿見町 | 47,839人 | | |
| | 合計 | 325,159人 | 合計 | 267,335人 |

2 保健所について

(3) 保健所の決算額

| 土浦保健所 | | つくば保健所 | |
|-----------|------------|-----------|------------|
| 平成24年度 歳入 | | 平成24年度 歳入 | |
| 負担金 | 1,262,638円 | 負担金 | 2,189,414円 |
| 使用料 | 26,703円 | 使用料・手数料 | 86,260円 |
| 手数料 | 102,960円 | | |
| 財産収入 | 355,559円 | | |
| 雑入 | 625,701円 | 諸収入 | 177,048円 |
| 合計 | 2,373,561円 | 合計 | 2,452,722円 |

| 平成24年度 歳出 | | 平成24年度 歳出 | |
|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 保健福祉費 | 71,699,138円 | 保健福祉費 | 69,661,666円 |
| 厚生総務課 | 7,471,163円 | 厚生総務課 | 9,886,986円 |
| 医療対策課 | 800円 | 医療対策課 | 3,916円 |
| 保健予防課 | 6,568,470円 | 保健予防課 | 4,650,287円 |
| 子ども家庭課 | 47,039,213円 | 子ども家庭課 | 53,097,839円 |
| 長寿福祉課 | 86,416円 | 長寿福祉課 | 9,148円 |
| 障害福祉課 | 1,640,563円 | 障害福祉課 | 688,434円 |
| 業務課 | 1,095,520円 | 業務課 | 407,565円 |
| 生活衛生課 | 7,797,193円 | 生活衛生課 | 917,491円 |
| 総務費 | | 総務費 | |
| 庁舎維持管理費 | 189,749円 | 人事課 | 231,820円 |
| | | 教育総務費 | |
| | | 高等教育課 | 945,654円 |
| 合計 | 71,888,887円 | 合計 | 70,839,140円 |

- * 土浦保健所, つくば保健所ともに歳出決算額は約7,100万円程度。(ただし, 人件費除く)
- * 詳細な歳出内容については, 今後精査が必要。

「平成25年度土浦保健所の概要」
「平成25年度つくば保健所の概要」
を基に作成

VI 先進地視察報告について

1 両市の概要

| | 八王子市 | 所沢市 | 土浦市・つくば市 合計 |
|--------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|
| 面積 | 186.3km ² | 71.99km ² | 407.06km ² |
| 人口 (H26年3月末日) | 561,985人 | 342,564人 | 363,234人 |
| 当初予算額 (H26一般会計) | 1,900億円 | 918億2,600万円 | 1,255億4,000万円 |
| 財政力指数 (H24年度) | 0.923 | 0.957 | 土浦市:0.87 つくば市:0.98 |

VI 先進地視察報告について

2 中核市移行への取り組み状況

| 八王子市 | 所沢市 |
|---|---|
| <p>[平成19年] ◎都内初の保健所政令市へ移行</p> <p>[平成24年] 4月 「都市戦略室」設置</p> <p>[平成25年] 9月 <u>市議会</u>で中核市指定の申出 についての議案可決 12月 <u>都議会</u>で中核市指定の申出 に同意する議案可決</p> <p>[平成26年] 3月 <u>総務省</u>へ中核市の指定に係る 申出書提出 5月 八王子市を中核市として指定 する政令を閣議決定 (平成27年4月1日施行)</p> | <p>[平成22年] 5月 「中核市移行検討プロジェクト チーム」発足 8月 市長, 議会へ報告書提出 <u>※中核市移行を見送り</u></p> |

「保健所政令市とは」

■特例市・一般市のうち, 人口30万人以上の市が地域保健法に基づき政令公布を受け, 設置することができる。(保健所設置市ともいう)
※8市(小樽市, 八王子市, 町田市, 藤沢市, 四日市市, 呉市, 大牟田市, 佐世保市)

VI 先進地視察報告について

3 両市における中核市移行のメリット

1 市民サービス・利便性の向上

- 市政運営に対して一層の市民参画が図れる。(多くの権限移譲により、地域住民の要望を取り入れながら、市の実情を反映したルールづくりができる。)
- 保育所・特別養護老人ホーム・障害者施設等の運営基準を定め、きめ細やかな対応と独自の指導・監督が可能になる。

2 行政機能の向上

- 保健所設置により保健福祉やこども関連部署との連携による政策・施策の一体的な取り組みが可能となる。また、危機管理上の迅速性を図ることができる。(感染症対策、精神疾患への対応)
- 教職員研修の充実により、市が求める教師を育成するための研修が実施できるようになる。
- 産業廃棄物収集運搬業などの許可・指導が行えるようになり、指導頻度を上げるなどきめ細かな対応ができ、適切な廃棄物処理につながる。
- 中核市市長会への加入ができ、国への政策提言機会が増えるほか、他の中核市との連携が強化される。

VI 先進地視察報告について

4 所沢市における中核市移行のデメリット

1 都市戦略


- 移行による市民サービスの向上が期待できる分野が限られる
- 市が独自に行うことによるサービス向上が少ない

2 財政

- 財政負担の増(イニシャルコスト:保健所建設等, ランニングコスト:専門職員の人件費, 維持費等)
- 県の補助金が削減される
- 増加する財政負担に対する財源の措置が不十分

3 人材

- 専門職の任用が困難
- 人材育成・職員研修に多くの労力が必要
- 特定業務によっては職員に大きな負担



八王子市では、
デメリットは無い
ととらえている

VI 先進地視察報告について

5 中核市移行により見込まれる変化等(1)

| 項目 | 八王子市(予定) | 所沢市(見込み) |
|----|---|--|
| 組織 | <ul style="list-style-type: none"> ・「都市戦略室」設置 ・既に保健所政令市のため大きな組織改編は予定していない | <ul style="list-style-type: none"> ・移行に係る専門部署の設置 (中核市移行準備室, 保健所設置準備室) ・移行に伴う部署の設置(保健所事務, 産業廃棄物処理事務) |
| 職員 | <p>(H26年4月1日→H27年4月1日)</p> <p>【一般行政部門】 2,125人→2,118人(7人減)</p> <p>【教育部門】 469人→458人(11人減)</p> <p>【公営企業等会計部門】 180人→177人(3人減)</p> <p>【合計】 <u>2,774人→2,753人(21人減)</u> ※消防部門含まず</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な資格や専門知識を有する職員の採用・育成 (特に保健所業務では, 医師・獣医師等の法律で配置が定められている専門的な職種や, 業務内容に必要な専門的知識・技術を有する職員の任用が必要) ・移行期における人材育成が必要 ・適正な職員体制を中長期的に維持・構築ための配慮が必要 |

VI 先進地視察報告について

5 中核市移行により見込まれる変化等(2)

| 項目 | 八王子市(予定) | 所沢市(見込み) |
|----|--|--|
| 歳入 | 交付税, 使用料・手数料収入は増加するが, 都・県支出金が減額となり, 相対的には, 収入増が見込まれる。 | |
| 歳出 | 既に保健所が設置されているが, 新たな事務事業にかかる支出の増加が見込まれる。 ※歳入・歳出は同額程度となる見込み | 保健所の建設や新たな事務事業について, 人件費を含め負担増が発生する。(市の規模, 新たに行う事務への取り組み方により変動する) |

VI 先進地視察報告について

【今後の勉強会における取り組み方針】

八王子市・所沢市を視察し、聞き取りを行うことにより、検討項目や分析結果、特に都・県支出金の廃止など、新たな知見が得られた。

今後は、土浦・つくば両市の勉強会において、次の観点から引き続き検討を行う。

- ① 市民(住民・事業者)サービス・利便性の向上について
- ② 行政機能の向上について
- ③ 都市のイメージアップについて
- ④ 移行時の財政負担について
- ⑤ 移行後経常的に発生する財政負担について
- ⑥ 費用対効果について
- ⑦ 国・県からの補助金等への影響について
- ⑧ 人材(専門職等)の確保, 人材育成等について
- ⑨ 中核市移行に伴い県に求める支援策について

V 合併後に中核市に移行した場合の 財政的影響額について

中核市移行については、権限移譲事務の検証のほか、財政に係る影響額について、次の項目等を検証する必要がある。

| 歳入 | 歳出 |
|-------|---------|
| 普通交付税 | 事務費 |
| 県支出金 | 人件費 |
| | 保健所の建設費 |

また、検討にあたっては、今後、県市町村課との協議も行っていく必要がある。

